

平成30年度第1回習志野市個人情報保護審議会会議概要

1. 日 時

平成30年6月27日（水）午後2時から午後3時15分

2. 場 所

市庁舎5階会議室4

3. 出席者

習志野市個人情報保護審議会委員
(50音順)

会 長 三 幣 芳 夫

田 中 知 華

新 妻 清 純

福 田 佐 知 子

諏 訪 晴 信

習志野市副市長

事務局 習志野市総務部

部 長 市 川 隆 幸

次 長 花 澤 光 太 郎

情報政策課 課 長 渡 辺 雅 史

副 主 査 倉 橋 陽 介

主任主事 三 井 宏 昭

主任主事 島 岡 美 和

説明員 習志野市都市環境部

都市計画課

課 長 多 田 弘 一

係 長 田 村 賢 司

副 主 査 石 橋 正 崇

説明員 習志野市協働経済部窓口サービス推進室

国保年金課

課 長 吉 岡 治

係 長 三 代 川 昌 弘

主 事 塚 越 健 善

4. 日 程

第1 開会

第2 議題

(1) 平成30年度諮問第1号について

(2) 平成30年度諮問第2号について

(3) 平成29年度個人情報保護制度の運用状況及び個人情報取扱事務の届出について

(4) 防犯カメラ等の運用状況について

第3 閉会

5. 会議概要

5-1. 日程第1について

会長の宣言によって開会された後、習志野市個人情報保護条例施行規則第13条第4項の規定に基づき、4名の委員が出席し、同条第5項により審議会が成立した。

副市長から挨拶があった後、諮問書が副市長から会長に手交された。

5-2. 議題(1)について

説明員の都市計画課職員3名が入室後、説明員より諮問第1号の内容を説明した。

実施機関の説明要旨

＜個人情報の目的外提供及びその理由＞

第6回東京都市圏総合都市交通体系調査（パーソントリップ調査）は、「人」の動きに着目し、「どんな人が、どんな目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で」移動したか等について調査し、「平日1日の動き」の実態を知ることによって今後の交通計画を検討するための基礎的な資料を得ることを目的としている。

本調査は、国土交通省関東地方整備局及び東京都市圏に属する都県政令市（1都4県5政令市）等で構成される東京都市圏交通計画協議会により、10年に一度の頻度で実施されており、その調査結果は都市交通計画や施策実施のための基礎資料として利用可能なことや、災害時の帰宅困難者対策シミュレーションなど幅広い分野での活用が図れる公共性が高い調査である。

そこで、習志野市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第5号に基づき、市長が保有している住民基本台帳データについて、その事務の目的以外の目的のために実施機関以外のものに提供してよいか習志野市個人情報保護審議会に対し、意見を伺うものである。

① パーソントリップ調査に伴う個人情報の流れ

初めに、千葉県から割り当てられた調査対象世帯数2,856世帯を本市の住民基本台帳より無作為抽出（世帯主の氏名、住所、世帯員の性別、世帯員の生年月日）し、千葉県にCD・紙ベースで提出する。

次に、千葉県は、調査を委託した業者に抽出データを貸し出し、受託業者において調査

対象者名簿を作成する。

さらに、受託業者は、調査対象者名簿を SSL 通信または輸送により印刷封緘所に送付し、調査票が調査対象者へと郵送される。

調査対象者は、WEB 回答または紙ベースの調査票による回答のいずれかを選択でき、WEB 回答の場合、内容は SSL 通信にて WEB 回答サーバに送信され、受託業者がダウンロードした後、千葉県に納品される。調査票による回答の場合、回答の宛先は千葉県となっており、記入済みの調査票が千葉県に郵送される。

なお、調査終了時には、個人情報を受託会社から千葉県に返却され、千葉県にて溶解・裁断処分されるものである。

委員からの意見及び市の回答

- ・習志野市が千葉県に提出する調査対象者名簿は、CD・紙ベースのどちらで提出するのか。また、両方の場合内容に差異はあるのか。

実施機関の回答

CD・紙ベースの両方を提出予定であり、内容は同一である。

- ・データで提出した場合、複製される恐れはないか。

実施機関の回答

千葉県が作成している個人情報保護管理計画等に基づき、個人情報は適切に管理されるものと考えている。

審議会の結論

諮問第 1 号について、個人情報の目的外提供を適当なものと認める。ただし、委託業者は十分に吟味した上で選定するよう県に要望すること。

5-3. 議題（2）について

説明員の国保年金課職員 3 名が入室後、説明員より諮問第 2 号の内容を説明した。

実施機関の説明要旨

＜オンライン結合により個人情報を提供する理由＞

平成 30 年 4 月 1 日付けで施行された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 75 条の 3 から第 75 条の 6 までの規定に基づき、平成 30 年度以降市町村が運営していた国民健康保険が、都道府県と市町村の共同運営となり、都道府県においても、専門的な見地から保険給付の点検調査等を実施することとなった。

この点検調査等に係る事務の実施にあたり、千葉県から平成 30 年 4 月 27 日付け保指 211 号-16 により、「国民健康保険法第 75 条の 3 の規定に基づき、管内市町村による保険給付の適正な実施の確保及び国民健康保険給付等交付金の適正な交付が

図られるよう、広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付を実施すること」を目的に保険給付の審査及び支払等に係る情報の提供を求められている。

その提供方法は、千葉県内の市町村が保有するデータを管理する国保総合システムを千葉県に設置し、閲覧することをもって、市町村からの迅速な情報提供に代えることとしている。

そこで、条例第9条第3項に基づき、市長が保有している保険給付の審査等に係る情報をオンライン結合により千葉県に提供してよいか習志野市個人情報保護審議会に対し、意見を伺うものである。

委員からの意見及び市の回答

- ・千葉県が保険給付の審査及び支払等に係る情報を閲覧できるのは、平成31年3月31日までとされているが、期間経過後は再び本審議会に諮問するのか。

実施機関の回答

今後、千葉県が閲覧する内容に変更が生じなければ、諮問せずに期間を更新する予定である。

- ・千葉県国民健康保険団体連合会と千葉県、市町村がそれぞれ専用回線で接続され、他に接続される者はいないか。

実施機関の回答

その通りである。

審議会の結論

諮問第2号について、オンライン結合による情報提供を適当なものと認める。

5-3. 議題（3）及び議題（4）について

まず、平成29年度における個人情報取扱事務の報告及び個人情報保護制度の運用状況について、続いて防犯カメラ等の運用状況について事務局より説明があった。

5-4. 日程第3について

事務局から、日程第2の答申案及び会議概要案については、各委員の了承の後、会長の決裁をもって決定する旨が述べられ、閉会となった。